

Sample 2 「支払期日」欄に何も記載がない…？

No. 約束手形 No.	
取入	千歳工業株式会社 殿
金額	¥1,000,000※
印紙	上記金額をあなたまたはあなたの指図人へこの約束手形と引替えにお支払いいたします
支払期日	令和 年 月 日
支払地	東京都中野区
支払場所	株式会社 モダン銀行中野支店
振出地	東京都中野区新井〇-〇-〇
住所	株式会社未来商事
振出人	代表取締役 未来浩一 印

ココが空欄になっているようにだけ…？

「支払期日」欄は、「いつ資金化されるのか」「いつまでにどのような事務処理が必要なのか」といった視点での確認が求められるね。



支払期日までの営業日日数が近ければ、至急扱いや手数料等の事務処理に注意すればいいですね。でも「支払期日」欄に何も記載されていないときは…？

手形法第75条は「支払期日（満期）」を約束手形の要件として規定している。挙げられた要件は1つでも欠けると手形の効力を失う「必要的記載事項」だ。



必要的記載事項なのであれば、記載がない手形は無効ではないのでしょうか？

ところが、次の第76条第2項では、「満期の記載なき約束手形は之を一覧払のもの」と看做す」とされている。そして、受取人等に記載させる意図で、わざと支払期日を空欄のまま振り出す商習慣もある。この場合、振出人の意図が一覧払とは異なり、形式不備の「白地手形」と解される。



では支払期日が空欄なら、一覧払手形かどうかの判断や確認が必要ですかね。

そのとおり。「一覧払」と記載のあるケースもあるが、未記入の場合は振出人や受取人等に一覧払による未記入か否かといった理由等を確認して、一覧払手形でなければ白地手形として未記入部分を補充してもらい取り扱うよ。理由等がわからないときは、形式不備（0号不渡事由）として不渡返却するよ。



こう覚えよう＆対応しよう



そのまま受け付けて大丈夫？

見落とし厳禁な券面の形と適切な対応法を覚えよう

券面内容に応じた見落としのリスク、受付担当者としての適切な対応法等を解説します。

Sample 1～6 京野 公平
金融アドバイザー

Sample 7～10 南川 善光

Sample 1 「支払場所」欄が自転車ではない…？

No. 約束手形 No.	
取入	千歳工業株式会社 殿
金額	¥1,000,000※
印紙	上記金額をあなたまたはあなたの指図人へこの約束手形と引替えにお支払いいたします
支払期日	令和 2 年 5 月 31 日
支払地	東京都中野区
支払場所	株式会社 古代銀行中野支店
振出地	東京都中野区新井〇-〇-〇
住所	株式会社未来商事
振出人	代表取締役 未来浩一 印

記載が他行庫の名称のようにだけ…？

手形の取扱い



約束手形では、当座勘定取引のある金融機関から発行される「統一手形用紙」が使われていて、発行金融機関が「支払場所」欄に自転車支店名を印字していますよね。「支払場所」を気にせずにいると何がいけないんでしょうか？

一般に、支払場所が自転車か他行庫かで取立手数料が異なるから、手数料相違が生じる危険性があるね。



「支払地」等が手形要件ですよ…なぜ「支払場所」欄もあるのでしょうか。

「支払場所」は記載することでその効力が認められる「有益の記載事項」なんだ。他行庫が支払場所となっている手形は、自転車と同じ手形交換所に加盟していれば手形交換所に、していなければ当該金融機関宛に送付して支払い手続きを行ってもらおう。自転車の他店であれば、行内交換で支払呈示をするよ。

